

米軍人・軍属による道路交通法違反事件に対する抗議決議

平成29年12月29日午前2時18分ごろ、北谷町美浜で米軍キャンプ瑞慶覧内の米海兵隊キャンプ・バトラー所属の軍属（46歳）が酒気を帯びた状態で普通自動車を運転したとして道路交通法違反（酒気帯び運転）で現行犯逮捕された。また、同年12月30日午後11時ごろ、北谷町桑江で米海兵隊キャンプ・ハンセン所属の男性（19歳）が道路交通法違反（無免許・指定横断等禁止違反）で逮捕された。

これまで幾度となく再発防止と綱紀粛正の徹底を誓い、在沖米軍人・軍属に対し、基地外・自宅外での飲酒の禁止、午前0時までの帰宅を義務づけたが、昨年11月に発生した自動車運転処罰法違反（過失運転致死）、道路交通法違反（酒気帯び運転）での在沖米海兵隊員による死亡事故後も飲酒がらみの事件・事故は繰り返されている。実効性が極めて乏しいのは自明であり、一時的な禁止令等の発令も全く意味を成していない。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。また、基地内外での罰則に相違がある事と合わせて規範意識が緩んでいるからこそ同様の事件は繰り返されているといつても過言ではない。日米地位協定16条にて「日本国の法令を尊重することが、合衆国軍隊の構成員および軍属や家族の義務」と定められており、協定違反の可能性もあり看過できない。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、管理監督責任の所在を明確にし、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底を含め、再発防止について、万全を尽くすこと。
- 2 リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制を強化すること。
- 3 北谷町及び米軍基地所在自治体を含む沖縄県・日本政府・米国政府の三者による特別対策協議会を設置し、事件の再発防止と具体的な解決策を早期作成・公表・実施すること。
- 4 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、決議する。

平成30年1月15日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使　　米太平洋軍司令官　　在日米軍司令官　　在沖米四軍沖縄地域調整官
第三海兵遠征軍司令官　　在沖米国総領事